

北海道告示第 10511 号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
旭川圏都市計画道路事業 3・3・20 号永山東光線及び 3・3・11 号環状 1 号線
- 2 施行者の名称  
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称  
旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし